JaLCにおけるメタデータの取り扱いと抄録ライセンスフラグについて

Japan Link Center事務局

2021年9月15日掲載

2022年2月17日改訂

1. JaLCにおけるメタデータの取り扱い・提供方針

2. 「抄録ライセンスフラグ」機能について

3. 留意事項

4. その他・関連資料

1. JaLCにおけるメタデータの取り扱い・提供方針

JaLC 正会員がシステムに登録した書誌データ（標題、著者名、収録ジャーナル名、収録巻・号、開始ページ、ISBN、ISSN 等）、URI、引用情報、抄録や、JaLCが有効化（登録）した DOI等は、JaLC データとして、
JaLC の情報提供機能（コンテンツ検索画面・API ）を通じ、
国内外問わず公開され、不特定多数の第三者が閲覧できる状態となります。

- 書誌データ、URI、引用情報、DOIは、目的・態様を問わず誰でも自由に利用できます。
- 抄録は著作権法上の保護対象となるため、JaLC正会員は、抄録の利用を許諾する対象を次のいずれかから選択できます。許諾の範囲は「抄録ライセンスフラグ」で示すことができます。

① **不特定多数の第三者**に抄録の自由利用を許諾する
② **JaLC正会員、連携機関のみ**に抄録の自由利用を許諾する

1. JaLCにおけるメタデータの取り扱い・提供方針

※「抄録の自由利用」とは、目的や営利性を問わず、例えばデータを複製して第三者に頒布したり、インターネット上に掲載したりすること等を意味します。

※ **JaLC正会員・連携機関は、JaLCに登録された全ての抄録を目的・態様を問わず自由に利用できるものとしています。**
JaLCに抄録を登録する際は、適宜必要な権利処理を行ってください。

※不特定多数の第三者への抄録の公開やJaLC正会員・連携機関による利用を許諾できない場合、**抄録の削除・非登録をお願いします。**

※「JaLCにおけるメタデータ」とは、あくまでJaLC正会員が登録した書誌情報等を指しており、**論文や研究データなどコンテンツ本体は含まれません。**

2. 「抄録ライセンスフラグ」機能について

- 「抄録ライセンスフラグ」とは、JaLC正会員がJaLCに登録するメタデータのうち、「抄録」の自由利用を許諾する対象範囲を設定するための機能です。
  設定された「抄録ライセンスフラグ」の値は、JaLC の情報提供機能（コンテンツ検索画面・API）を通じて、抄録とともに閲覧者に提示されます。

- JaLC正会員は、JaLCシステムに登録した抄録について「抄録ライセンスフラグ」の値を「**第三者使用可（allow）**」「**第三者使用不可（disallow）**」のいずれかに設定できます。

  ① **不特定多数の第三者**に抄録の自由利用を許諾する場合
  ・・・「抄録ライセンスフラグ　**第三者使用可（allow）**」：スライドｐ5
  ② **JaLC正会員、連携機関のみ**に抄録の自由利用を許諾する場合
  ・・・「抄録ライセンスフラグ　**第三者使用不可（disallow）**」：スライドｐ6

※JaLC正会員、連携機関による抄録の自由利用/不特定多数の第三者による抄録の閲覧を許諾しない場合は、抄録自体の非登録、削除をお願いします。

抄録ライセンスフラグ
【第三者使用可（allow)】

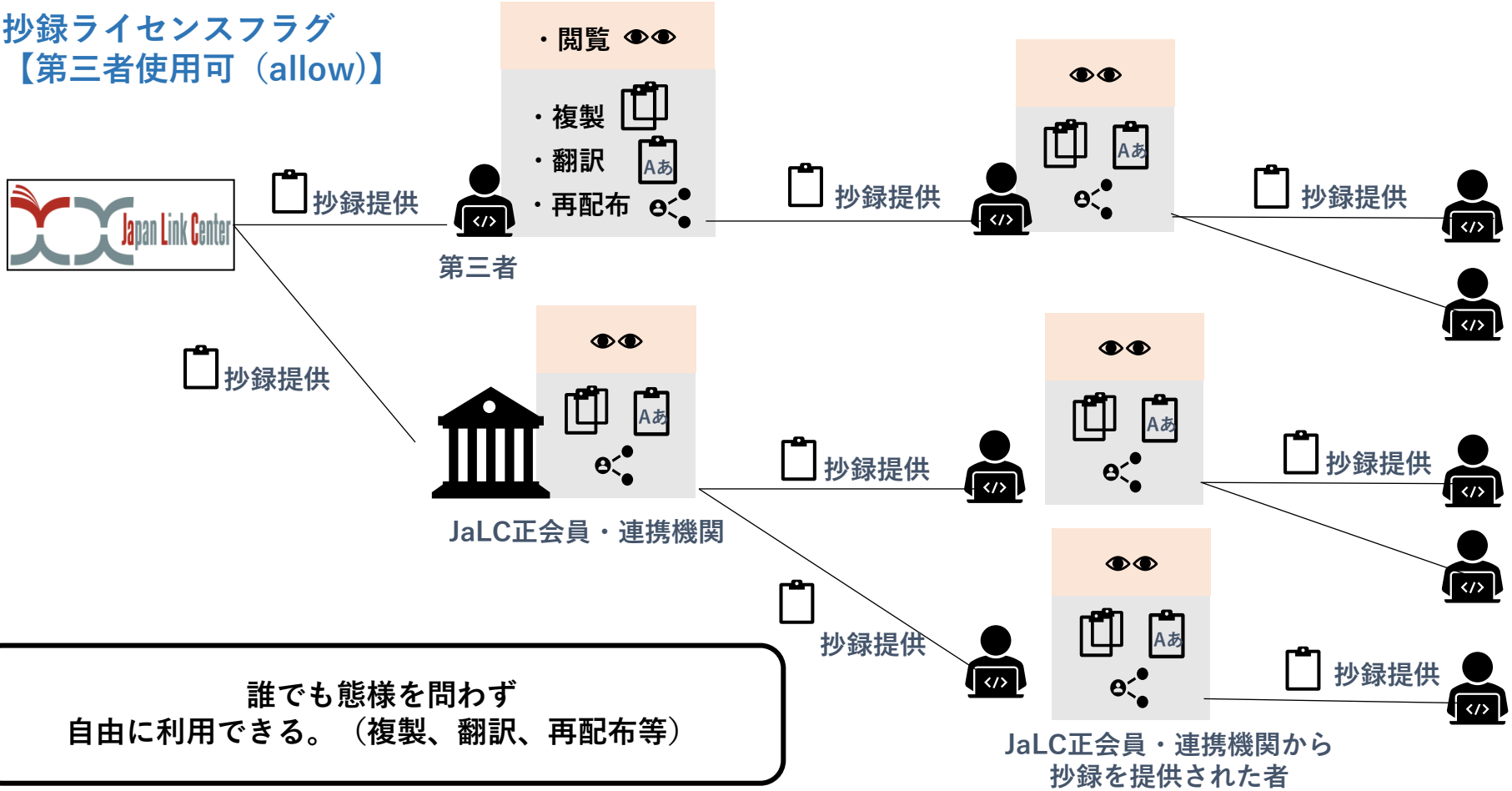

誰でも態様を問わず
自由に利用できる。（複製、翻訳、再配布等）

抄録ライセンスフラグ
【第三者使用不可（disallow)】

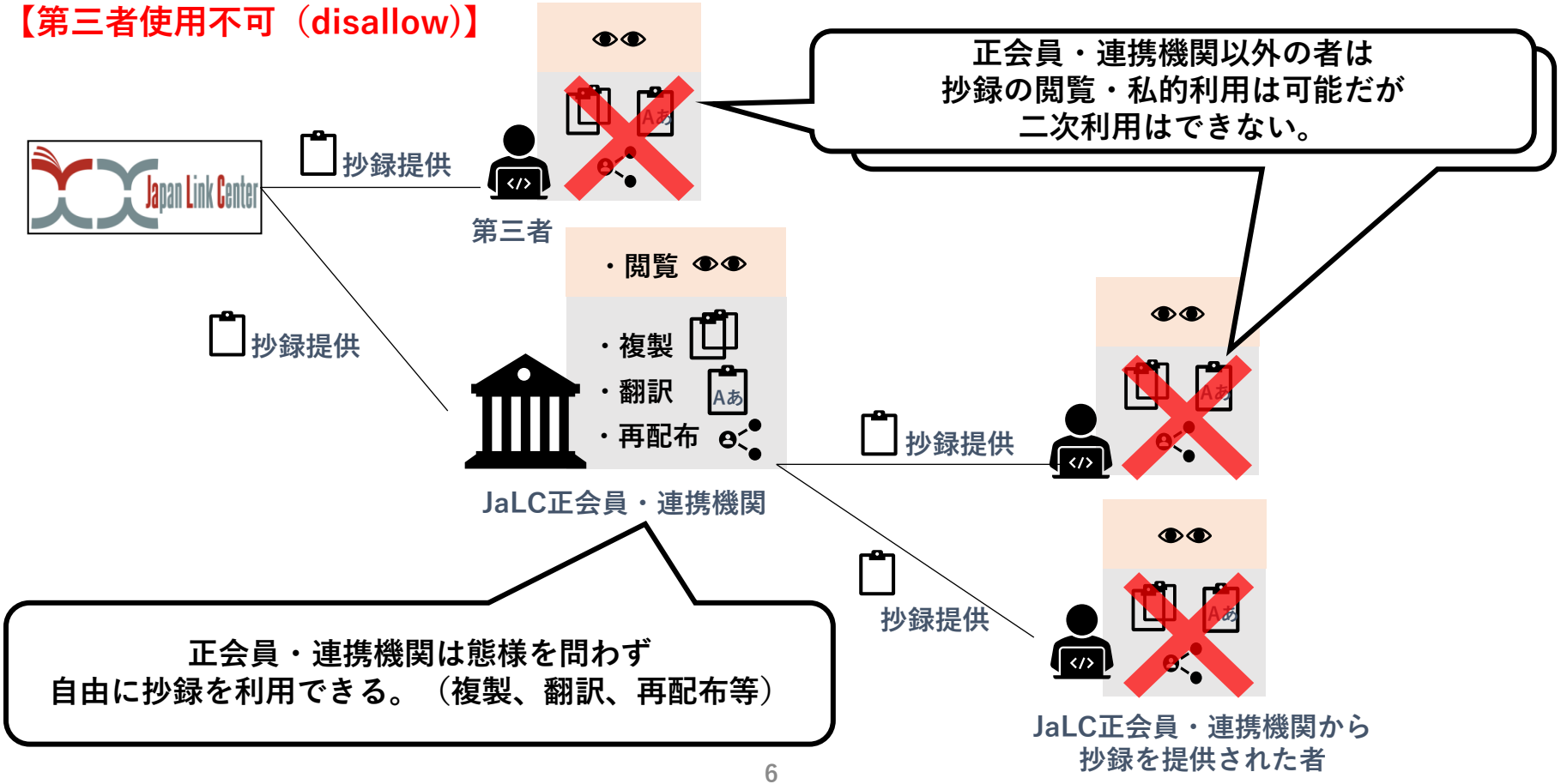

3. 留意事項

- 抄録登録時に「抄録ライセンスフラグ」が未設定の場合は、自動的に「第三者使用不可（disallow）」となります。また、「抄録ライセンスフラグ」リリース前に登録されていた抄録については、デフォルトで「第三者使用不可（disallow）」となっています。必要に応じて設定を変更してください。

- 不特定多数の第三者に抄録を提供する際、閲覧者が必ず「抄録ライセンスフラグ」の値を確認するよう、「一般向けデータ提供サービス利用規約」および「正会員・連携機関向けデータ提供サービス利用規約」で義務づけています。

- 「抄録ライセンスフラグ」の値の変更や抄録の削除は可能ですが、変更前に外部に提供され、利用者が取得した抄録や「抄録ライセンスフラグ」の情報を取り消すことはできませんのでご留意願います。例えば、抄録ライセンスフラグを「第三者使用可（allow）」から「第三者使用不可（disallow）」に変更しても、変更以前に抄録を取得した利用者による抄録の利用を遡って取り消すことはできません。

4. その他・関連資料

抄録をJaLCに登録・公開することにより、論文へのアクセス数増加や、
その結果として研究成果のプレゼンスの向上が大きく期待されます。
さらに、不特定多数への「抄録ライセンスフラグ」の値を「第三者使用可（allow）」
に設定していただくことにより、その効果は一層高められます。
ぜひ、JaLCにメタデータとして抄録を登録いただき、
「抄録ライセンスフラグ」の値を「第三者使用可（allow）」に設定いただければと思います。

【関連資料】

・リリースノート（2020/7/29）https://japanlinkcenter.org/top/doc/ReleaseNotes.pdf
・メタデータのオープン化に伴うJaLC参加規約および運営規則の改正について
・メタデータのオープン化に関するFAQ
・ジャパンリンクセンター参加規約
・一般向けデータ提供サービス利用規約、正会員・連携機関向けデータ提供サービス利用規約